

## 清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について

当委員会では、清瀬市まちづくり基本条例に基づく市民提案について審議してまいりましたが、実施に向けて取組むべきものと判断いたしましたので、別紙のとおり提言いたします。

[清瀬市の歴史的文化財等の保存について]  
～文化的財産の調査・発見・保存とその公開～

平成29年6月1日

清瀬市長 渋谷 金太郎 殿

清瀬市まちづくり委員会  
委員長 新田 斉

# 提 言 書

## I 提言の主旨

平成28年度清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項に基づき「清瀬市の歴史的文化財等の保存について～文化的財産の調査・発見・保存とその公開～」①文化的財産の整理・保存②埋もれている文化的財産の発見、聞き取り調査③市民への公開の3つの柱を実現できるよう提言いたします。市民のみなさんが貴重な文化的財産を知ること、興味を持つことで自分たちが暮らしている清瀬への郷土愛の醸成につながると委員会では考えます。

[清瀬市まちづくり基本条例]

(清瀬市まちづくり委員会)

第9条第2項 委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。

## II 提言の理由

### 1 市民からの提案

市民から下記の提案が提出されたため、審議して参りました。

#### 1) 提案の題名

「清瀬市の歴史的文化財等の保存について」

#### 2) 提案内容

市内を散策した折、土地の開発による地形等の変わり様に清瀬市の昔の道や道標等の消失や場所の移動がみられた。そのような状況下、お寺さんやそのことに理解のある人の計らいで道標などは別の場所に移され保存されているものがあることがわかった。

しかし、それが昔何処にあったのか記録やそのものに対しての表示（立札等）がなされないままの状態であることも多々見られた。それらの移設や保存をしていただいている心ある人も高齢者が殆どである。

したがって、郷土の文化遺産を後世に伝えるためにも、歴史や移設の理由を知る人が健在のうちに調査・整理し、保存の場所・方法、そして地域の人々への郷土の歴史を伝えるためにも文化財の保存対策を望みます。

それは、郷土愛の持てるまちづくりにもつながると思われまます。

「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」の推進理念をもち、未来に夢を咲かせるまちづくりを進めるためにも、先人の知恵や生活を知る文化財等の保存は大事だと思ひます。

## 2 まちづくり委員会での検討

上記の提案についてまちづくり委員会において、議論した主な内容は以下のとおりです。

- 1) 文化的財産の調査に関しては市民が市民感覚で、将来に残したいと思うものも記録・継承していくことが望ましい。
- 2) 清瀬の文化財を大切にし、まちづくり、まちおこしに活かればよいと思う。
- 3) まずは、まちづくり委員会として市の文化財保全の取り組み（整理保存の進捗や対象となる文化財の考え方）の現状を知ることが大切だと思う。そのためには、担当課に状況を聞くことも必要である。
- 4) 市の貴重な文化財には自然（樹木・花・草木）も含めて考えるべきである。
- 5) 文化財として登録されていないが、貴重と思われるものをこの機会に洗い出せたらよいと思う。
- 6) 市内には文化財になるのではないと思われるようなものもある。しかしそれがどこにあるかを把握できていないかもしれない。このような状態のままにはいけないと思う。
- 7) 郷土史を研究している市民が高齢化し、その研究成果がわからなくなることは勿体ないと思う。そのような人たちから情報提供していただくなどの対応を早急にした方がよいと思う。
- 8) 個人が持っているものの中には公にしてほしくないと思う所有者もいると思う。
- 9) 関心の無い人達に周知し、興味を持って頂くところまでを提言の内容としてもよい。
- 10) 文化的資料を整理することによって学校教育等にも役立てられればよいと考えている。また、文化財に興味がない世代に対して、改めて周知するきっかけになればよいと思う。
- 11) 若い世代にいかにか継承していくか。大人が子どもたちにいかにか伝えていくかが課題である。

- 1 2) 第4次清瀬市長期総合計画には郷土・文化資料の収集と整理・保全を行うと明記されている。計画を進めていく事は明らかである。
- 1 3) まちづくり委員会で話し合っている内容は「市史研究第1号きよせ」に載っている。

まちづくり委員会では6名による小委員会を設置し、提言することを前提に文化的財産の保存・整理の取り組みと今後の方向性について調査・審議しました。小委員会における主な議論の内容は以下のとおりです。

- 1) 清瀬市の中の文化財が散逸してしまう恐れがある。
- 2) 市内各地域で土地開発されている。開発の中で文化的財産を見つけた場合はそれが雑に扱われていると感じた。
- 3) 文化的財産のまとめをするには今が限界だと思う。
- 4) 個人所有している方から協力をいただけるようにすることも課題である。
- 5) 郷土博物館と市民研究者とのパイプづくりは文化的資料の整理を進めるにあたって必要と考える。
- 6) 研究している人を集め委員会を編成することも考えられる。
- 7) 文化財の整理を支援する体制案として、市報等である程度の知識を持った方を募集し学芸員と調査・保存・整理を行う「文化財保存委員会(仮)」を作ることも一案である。
- 8) 委員会を作るにあたっての構成は慎重に検討すべき。その場合アルバイトやボランティアなどではなく、専門家としてしっかり責任を持って行える組織があればよいと思う。
- 9) 実行性のある提言とするためには、担当課である郷土博物館の体制も考慮し、あまり負担がかからない仕組みを提言したい。
- 1 0) 提言とした場合「資料の整理や埋もれてしまう文化財の整理、保護を」という内容がメインになると思う。
- 1 1) 具体的な内容として、「清瀬古図」を作成することでかつての清瀬を知るきっかけになると思う。
- 1 2) 文化財の保全は重要であると思うが、市政としてもっと他に取り組むべき課題があるのではないか。
- 1 3) 文化財なのかどうかもわからない石碑を保存することに、今すぐ取り組むべきなのか。

- 1 4) 郷土博物館や市史編さん室が進めているもので十分ではないか。
- 1 5) 「史跡マップ」は今後作成予定であり、このまま進めていただきたい。また市史編さん室も「清瀬市史」の編さん調査中なので、同様にこのまま進めていただきたい。
- 1 6) 提言は長期総合計画の方向性を踏まえたものにしていきたい。

### 3 まちづくり委員会の提言

以上を踏まえ、まちづくり委員会で丁寧な審議・検討した結果、「清瀬市の歴史的文化的財等の保存について～文化的財産の調査・発見・保存とその公開～」を提言いたします。

歴史的な文化財や貴重な自然（樹木・花・草木）等は後世に継承すべき貴重な財産である。この清瀬市においても先人によって有形・無形文化財や天然記念物に指定されているものも多く、市民の文化観（郷土文化として価値あるものを認めることができる目）の向上を担っている。しかし、市民提案にあるように市内にはまだ知られていない石仏や道標などの文化的財産が存在している。

そこでまちづくり委員会は現状を把握すべく担当課である郷土博物館及び市史編さん室にヒアリングを行った。その結果、予算や人員などの制限がある中で、それぞれの課が調査・整理に取り組んでいることが分かった。

小委員会の審議では、既に行われていることについて提言することは意義がないと考える一方、市民提案があったことや、まちづくり委員も議論の俎上に上がって初めて、その取り組みが分かったという事実を照らすと、この取り組み自体が市民に広く浸透していないことが課題であると考えられる。文化的財産を次世代へ守り伝えていくことは重要であり、それにはまず市民への周知から始めると委員会では考え市民への公開とそれに伴う人材の育成を含め、もっと市民にアピールできるよう提言する。

その場合、以下の点を参考に進めていただきたい。

#### ◆文化的財産の調査・整理・保存

文化的財産（石碑、石仏、道標等）の云われを知っている世代の方々が高齢化していることを踏まえると、文化的財産の調査・整理・保存の取り組みは今の時期をおいてないと思われる。聞き取り調査などを行い、記録を残していただきたい。また、個人所蔵の仏像、古文書など隠れた資料も点在するが、これらも市報等を使い市民に呼びかけることで新たな文化的財産の発掘につなげてもらいたい。市民からの聞き取りや、個人所蔵の新たな文化的財産を発掘し、整理・保存していくことで次世代に引き継ぐことが可能となり、ひいてはそれが郷土愛につながると委員会では考えている。

#### ◆未来へ引き継ぐ人材の育み

文化的財産の保全を含め、郷土愛への想いを将来の世代へ引き継ぐためには、これからを担う人材育成がかかせないと考える。体験学習や修復現場見学または市史講演会のような機会をより多く提供し、学ぶ機会を増やしていただきたい。そうすることで資料の貴重さも認識され、文化的財産を大切に保存しようとする活動や地域愛への醸成につながっていくと考えている。

#### ◆市民と市の情報交換

市民研究者と市の専門家をつなげるための情報交換の場をつくっていただきたい。そういう場があることで市民の文化的向上を担うことができ、また市民研究者の研究成果を共有することも可能となり、新たな文化的財産の発掘につながると考える。

#### ◆文化的財産の情報公開

現在、市史編さん室が市内の石碑・石仏等の文化的財産について調査しているが、この情報を充実させデータベース化して随時HPで公開（デジタル文化資料展示館（仮称））していただきたい。広く市民へ情報を普及させていくことで文化的財産への理解にもつながり、郷土愛の醸成にもなると考えている。

#### ◆清瀬郷土の日の制定

将来にわたり文化的財産を保護していくために、「清瀬郷土の日（仮称）」を制定し、これに合わせた行事週間なども取り入れていただきたい。記念日を制定することで郷土の文化・歴史・自然に触れる機会が増し、郷土の親しみと愛着が生まれ市民全体の関心も高まると考える。

第4次清瀬市長期総合計画に記載があるように10年後の姿は市民が郷土文化にふれる機会が更に増し、清瀬への愛着と誇りを高めることにつながっていくと信じている。